

運 免 第 8 6 2 号
(交 指)
令 和 元 年 1 2 月 2 5 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

ドイツ自動車連盟によるドイツ連邦共和国の運転免許証の日本語による翻訳文作成に係る留意事項について

見出しの件については、ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）の運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する者として、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）（以下「令」という。）第39条の5第1項第2号の規定により、ドイツ自動車連盟を国家公安委員会が相当と認めたことに伴い、ドイツ自動車連盟においては、ドイツの運転免許証の日本語による翻訳文作成を令和2年1月1日から開始することとなったので、その対応に誤りのないようにされたい。

記

1 日本語による翻訳文を作成する者について

(1) ドイツ自動車連盟による翻訳文の作成

ドイツの運転免許証に添付する日本語による翻訳文を作成する者については、令第39条の5第1項第2号に規定する日本語による翻訳文を作成する能力を有する者として、ドイツ連邦デジタルインフラ省から国家公安委員会にドイツ自動車連盟が通知され、国家公安委員会が相当と認めたことにより、同連盟も日本語による翻訳文を作成する者となった。

(2) ドイツ自動車連盟に係る日本語による翻訳文の様式

別添のとおり

2 留意事項

(1) 警察職員に対する教養の徹底

ドイツの運転免許証に、ドイツ自動車連盟作成の日本語による翻訳文を添付している場合、当該運転免許証により日本国内で運転が可能となることについて、交通指導取締りや交通事故捜査に従事する警察官を中心に所属警察職員に対する教養を徹底すること。

(2) 日本で自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報の推進

外国運転免許証による運転について説明したホームページ等において、ドイツの

運転免許証にドイツ自動車連盟作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能である旨を追記するなど、日本を訪れて自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報を推進すること。

(3) レンタカー事業者に対する指導

管内のレンタカー事業者に対して、ドイツの運転免許証にドイツ自動車連盟作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能である旨の周知を図ること。

担当：運転免許課企画係

別添省略